

覚醒剤研究者指定申請書類記載要領

1 覚醒剤研究者

覚醒剤に関して相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤の使用を必要とする者

2 根拠法令

覚醒剤取締法 第4条第2項

覚醒剤取締法施行規則 第2条

3 手数料 4,600円(千葉県県収入証紙)

4 添付書類

(1) 履歴書

(2) 研究の計画書(学術研究のために覚醒剤を使用することが分かる内容であること。)

(3) 施設の平面図(保管庫の位置を明示すること。)

(4) 保管庫の立体図(材質、鍵の位置、大きさ、重量金庫・固定金庫の別、固定金庫の場合には固定方法(例:「ボルト止め」等)を記載すること。)

(5) 研究同意書(研究施設設置者又は施設長が記名したもの)

5 その他

参考事項欄には、月平均覚醒剤使用予想量その他参考事項を記載すること。

6 提出部数 正本1部、副本(写し)1部

(千葉県、船橋市、柏市内に業務所のある者は1部)

7 提出先

(1) 千葉県、船橋市、柏市内に業務所のある者

郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部薬務課麻薬指導班 TEL:043-223-2620

(2) 上記以外に業務所のある者

管轄の保健所(健康福祉センター)